

一般財団法人日本建築総合試験所 適合証明業務料金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人住宅金融支援機構との適合証明業務に関する協定に基づき、一般財団法人日本建築総合試験所（以下「法人」という。）が実施する適合証明業務に係る料金（消費税等10%を含む。以下同じ。）について、必要な事項を定める。

(設計検査の申請料金)

第2条 設計検査の申請料金は、下表の通りとする。

	基本料金	1戸あたりの加算額 ^{※1}	
		法人が確認 ^{※2} 又は設計評価 ^{※3} を行う場合	左記に該当しない場合
共同建て住宅	60,500円	660円	1,870円
共同建て住宅（設計変更）	30,250円	330円	1,210円
一戸建て住宅	—	12,100円	60,500円

※1…共同建て住宅においては、200戸を超える場合は、200戸を上限とする。

※2…建築基準法（昭和25年法律第201号以下「建基法」という。）に定める確認をいう。以下同じ。

※3…住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号以下「品確法」という。）に定める設計住宅性能評価をいう。以下同じ。

2 設計検査の審査中に取り下げ届が提出された場合の申請料金は、前項の規定を適用する。ただし、同一住宅について新たに設計検査を法人に申請する場合は、取り下げ届が提出された設計検査の申請料金を、業務の進捗状況を勘案して、その2/3を下限に減額できるものとする。

(現場検査の申請料金)

第3条 共同建て住宅の竣工現場検査の申請料金は、下表のとおりとする。

	竣工現場検査の対象となる住戸1戸あたりの料金 ^{※1}	
	法人が設計検査を行って、完了検査 ^{※2} 又は建設評価 ^{※3} を行う場合	左記に該当しない場合
一般申請の場合	9,680円	24,200円
一括申請の場合 (1住棟につき)	1,210円	12,100円

※1…200戸を超える場合は、200戸を上限とする。

※2…建基法に定める完了検査をいう。以下同じ。

※3…品確法に定める建設住宅性能評価をいう。以下同じ。

2 一戸建ての中間現場検査の申請料金は、下表の通りとする。

中間現場検査の対象となる住戸1戸あたりの料金	
法人が設計検査を行っている場合	左記に該当しない場合
12,100円	24,200円

3 一戸建ての竣工現場検査の申請料金は、下表の通りとする。

竣工現場検査の対象となる住戸1戸あたりの料金

法人が設計検査を行って、 完了検査又は建設評価を行う場合	左記に該当しない場合
12,100 円	24,200 円

4 中間現場検査又は竣工現場検査の審査中に取り下げ届が提出された場合の申請料金は、前項の規定を適用する。ただし、同一住宅について新たに中間現場検査又は竣工現場検査を法人に申請する場合は、取り下げ届が提出された中間現場検査又は竣工現場検査の申請料金を、業務の進捗状況を勘案して、減額できるものとする。

(現場再検査の申請料金)

第4条 法人は申請者の求めによって現場再検査（中間現場検査又は竣工現場検査において法人が不適合と認めた事項の是正状況を確認するために再度行う検査をいう。）を行う場合は追加料金を求めることができるものとし、その額は現場再検査に係る住戸1戸につき、3,300円とする。

(遠隔地の場合の現場検査及び現場再検査の申請料金)

第5条 中間現場検査、竣工現場検査及び現場再検査の対象となる工事現場までの距離が、法人の大阪事務所を起点に、概ね片道50kmを超える場合は、第3条及び前条の料金に、別に定める「一般財団法人日本建築総合試験所確認検査課旅費規程」により算定した額の交通費等を加算する。

(検査料金の収納)

第6条 申請者は、検査料金を銀行振込により納入するものとする。ただし、緊急を要する場合又は別途申請者との協議による場合には別の収納方法によることができる。

2 前項の払込みに要する費用は、申請者の負担とする。

(検査料金の返還)

第7条 収納した検査料金は返還しない。ただし、法人の責に帰すべき事由により検査が実施できなかった場合には、申請者に返還する。

(手数料の支払期日)

第8条 料金の支払期日は、設計検査及び中間現場検査に関する通知書ならびに竣工現場検査に関する通知書・適合証明書を交付する日の前日とする。

(その他)

第9条 この規程に定めのない事項又は特別な事情により、この規程に定める料金が適当ではないと法人が判断した場合においては、法人と申請者の協議により定める額とする。

(附則)

この規程は、2007年4月1日より施行する。

この規程は、2007年12月1日より施行する。

この規程は、2008年4月1日より施行する。

この規程は、2012年4月1日より施行する。

この規程は、2014年4月1日より施行する。

この規程は、2019年10月1日より施行する。

この規程は、2021年4月1日より施行する。

この規程は、2025年4月1日より施行する。